

氏名(本籍)	佐藤和男(東京都)
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	博甲第3635号
学位授与年月日	平成17年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	土地税制の歴史の変遷と今日的課題
主査	筑波大学教授 品川芳宣
副査	筑波大学教授 博士(法学) 新井誠
副査	筑波大学教授 江口隆裕
副査	筑波大学助教授 博士(法学) 池田雅則
副査	日本大学教授 博士(法学) 平野義秋

論文の内容の要旨

本論文は、1章から7章まで構成されているが、各章に先立って、序説において、研究の目的と方法が概説されている。

第1章では、戦前期の土地税制について、明治初期の我が国の財政を支えた地租の変遷を検討し、地租から派生した関連土地税制の経緯を概観する。

第2章では、戦後の我が国の税制を確認したといわれるシャウプ税制の中での土地税制の位置付けを明確にしている。特に、戦後の市町村税収の中核となる固定資産税の創設と変遷を詳細に分析している。

第3章では、昭和40年代の高度経済成長期における地価高騰期の中で、土地税制が地価を抑制するという強力な政策手段として採用された経緯とその問題点を検討している。

第4章では、いわゆるバブル経済期とその崩壊期において地価が乱高下する中で、政策手段としての土地税制がどのような役割を果たし、その政策判断にどのような問題点(誤り)があったかを的確に分析している。これらの検討、分析は、今後の土地税制のあり方に種々の示唆を与えるものである。

第5章では、比較法的検証の見地から、諸外国の土地税制を取得、保有及び譲渡の各段階ごとにその沿革と現状そしてそれらの問題点を分析、検討する。特に、我が国の土地税制の参考となる分野については、詳細に調査している。

第6章では、土地税制における法律上の問題を要約する。前述したように、土地税制は、種々の政策手段について憲法上の問題が生じるので、その政策手段について憲法違反が問われる場合が多い。具体的には、租税法律主義(遡及立法の禁止原則、課税要件法定主義等)、財産権の保障、平等原則等との関係が問題となるが、関連各裁判例に基づいてそれらを検討する。また、各税法の解釈においては、土地の「時価」が問題となるが、この解釈のあり方について関係裁判例の是非を検討する。

第7章では、以上の土地税制の歴史的検証、諸外国制度との比較、租税法における立法政策の当否と解釈上の問題点を踏まえて、土地税制の今日的課題を集約する。この今日的課題に対して、著者の長年の土地税制に携わってきた経験を踏まえて、土地税制と関連税法のあり方について提言する。特に、地価が長期的に

下落する中で、政策手段としての土地税制のあり方、憲法上の制約のあり方、時価解釈のあり方等を論じている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

我が国の地価下落が長期化する中で、土地税制のあり方は各方面で関心が持たれているが、他方、国、地方の財政事情が極端に悪化しているため、あるべき土地税制の議論が封じられ勝ちである。

かかる状況の中で、本論文は、土地税制の歴史的検証と諸外国の制度との比較法検討を踏まえて、土地税制の政策手段としてのあり方（立法政策）と関連税法の解釈のあり方を総合的に論じるものである。このような諸問題は、社会、経済、租税法の各分野から注目されているが、部分的な論調が多く、総合的に検証した論文は稀有である。この点、本論文は、総合的検証を試みた点においてまず評価できる。

また、本論文は、まず、土地税制の歴史的変遷について、明治初期からバブル崩壊後までの間、それぞれの経済、社会の背景に関連させて、克明に論じている。従来、土地税制の歴史的変遷については、特定の時期に照準を合わせて断片的に論じられることがあるが、本論文のように、我が国近代税制が構築される1世紀余の間を通して取りまとめた論文は稀有である。本論文は、この歴史的変遷を取りまとめた点のみでも、博士論文としての一つの体系をなしている。

次に、本論文は、比較法的考察を行うために、イギリス、アメリカ・ドイツ、フランス等の諸外国の土地税制について論じている。各国の土地税制は、それぞれの国の社会・経済の実態を反映しており、それぞれの是非は一律には論じられないが、本論文は、各国の実態と我が国の実態とを対比させ、その対比に照らして税制の差異と我が国への示唆を論じている。このことは、とかく比較法考察においては、「某国の制度がこうであるから、我が国も見習え」的な単純な論調が多く見られる中、高く評価されるべきである。ただし、筆者の語学力の問題もあり、イギリス及びアメリカ以外の制度については、邦訳された資料に依存しているという問題はある。

以上のような制度論から転じて、本論文は、土地税制に関連する租税法の解釈問題を論じる。土地税制は、国民経済に直結する政策課題（立法政策）に関わるため、当該政策の是非が憲法上の問題点として法廷で争われることが多い。また、関連租税法の「時価」の解釈が争われる場合も多い。本論文は、これらの諸問題についても、関連裁判例、学説等を詳細に分析、検討している。この中で、土地税制の立法政策においては、違憲審査の限界について判例を修正して広げるべきであるとする見解には新鮮さがある。

以上の論述を踏まえて、本論文は、土地税制の今日的課題を集約し、土地税制の立法政策のあり方と時価解釈のあり方を論じるものである。これらの論述は、単なる学術的論文として評価されるだけでなく、筆者が半世紀にわたって土地問題の実務に携わってきた体験が滲みでているものとしても評価できる。

よって、本論文は、国民的課題となっている土地税制について総合的に論じた貴重な論文であり、かつ、その論述において独創性と先見性を兼ねそなえており、博士（法学）の学位論文として高く評価できる。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。